

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 29 日現在

機関番号：34314

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2014

課題番号：24610010

研究課題名(和文) 医師の裁量権に関する倫理・法・社会的視点からの複合的研究

研究課題名(英文) An interdisciplinary study from an ethical legal social viewpoint on discretion of the doctor

研究代表者

村岡 潔 (MURAOKA, Kiyoshi)

佛教大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：10309081

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、医師の裁量について倫理・法・社会という複合的な視点から考察し、生命倫理学と医事法学の間には医療水準と医師の裁量権に関して齟齬がある事が判明した。後者は医師の裁量を前者より大きめに見ていた。そのため医師-患者関係の不調和の調停には、医事裁判よりも裁判外紛争解決手続きのように医療者と患者の当事者が垣根を越えた対等の立場で不調和の事態を調整し、相互理解を図るような制度の臨床への導入が推奨される。

研究成果の概要(英文)：This study considered meaning of doctors' discretion and medical standard and revealed that there was some discrepancy between doctors' premise about the meaning and that of medical jurists from interdisciplinary ethical, legal, and social viewpoint. It might be, therefore, useful to introduce a system like ADR(Alternative Dispute Resolution) into clinical field in order to resolve troubles between doctor - patient relations.

研究分野：生命倫理学

キーワード：医師の裁量 患者の自己決定

1. 研究開始当初の背景

医療行為において医師には一定の裁量(権)がある。どのような薬物や術式を用いるかは医師の裁量の範囲内である。しかし具体的にどの場合にどのような裁量が可能なのか等、裁量(権)に関する体系的研究がなかった。研究代表者の村岡潔は、病院診療で時に自己や同僚の診療行為が医師の裁量範囲内か否か(患者の自己決定権の侵害にあたらぬのか)等の判断に窮する場面に遭遇したり、また大学(佛教大学・大阪大学)で受け持っている生命倫理・医療倫理の講義の中でさまざまな事例のケース・スタディを行ったりする上でも、裁量権についてつめた考察の必要性を痛感するようになった。また医師の裁量権の曖昧さが、我が国における医師 患者関係の対等化等の生命倫理上の問題や医事紛争の解決を困難にさせる一因でもあった。これが本研究の着想に至った経緯である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、このような現状を踏まえ「医師の裁量権」について、複合的学際的な視点、すなわち生命倫理や医事法や医療社会学的視点から探究する。こうした考察に基づいて、統一的に理解できる「裁量」概念やその許容範囲を検討し、その成果を学会発表や出版、あるいは大学教育等によって社会への情報発信等を行うことである。

3. 研究の方法

[平成 24 年度]

「裁量の余地」か「裁量の権限」かについて理論的並びに事例研究を行なう。医療行為が、医師と患者の間の「消費者契約」すなわち市場モデルに基づく修理業とするなら「裁量の余地」は技術的な狭い範囲にとどまる。はたして「医師の裁量権」もそうした狭義の内容なのか、それともそれを超えた「権利」として医師が随時・随意に裁量し行使できるほどのより広い権限なのか。この区別が必要である。

[平成 25 年度]

「医師の裁量権」と呼べる権利の根拠は何なのか。一般に、医師という職業には専門性と自律性があるとされるが、それらが根拠となるのか。あるいは、他に根拠があるのか。

[平成 26 年度]

「医師の裁量(権)」と「患者の自己決定権」はどのような関係に立つのか。両者は衝突するものなのか。「医師の裁量権」は「患者の自己決定権」を侵害しない範囲では認められるものなのか、あるいは「医師の裁量権」は「患者の自己決定権」を制限してでも認められるものなのか。すなわち両者は医師 患者関係の中で相互に規定されるべきものなのか。

以上の観点から医師の裁量(権)について倫理・法・社会という複合的な視点(ELSI)から考察を行った。

4. 研究成果

本研究では、日常診療における「医師の裁量権」と「患者の自己決定権」が、医師 患者関係 において果たしうる法的ないしは倫理・道徳的機能について理論的に検討した結果、医師の裁量と患者の自己決定の間には対立的でありながら調和的關係が存在することが再確認された。また「医療過誤」に関連する事例研究から、「医師の裁量権」と「患者の自己決定権」の両者が「医療過誤」と構造的にどう関わっているのかについても検討した。そして 20 世紀後半以降の医療倫理の戦略が両者の関係に深く関わっていることが判明した。すなわち、医師 患者関係(患者 医療者関係)のモデルの中では、牧師モデル(パターンリズム)や工学モデル(科学的医学主義)から契約モデル(医師の裁量と患者の自己決定の調和を図る理想的モデル)への方向性をめざすことで、臨床場面での患者の自律(自己決定権)を保障する可能性が高まるという生命倫理的結論が導かれた。

さらに医事法の領域との探究でも、医師の「裁量権」と患者の「自己決定権」の双方の権利の相互調整・制限・制約に当たる場合を、インフォームド・コンセントの原則が理想的に機能する形態としている。また医療過誤の事例から「医療水準」という因子が医師の裁量権と自己決定権とのバランスを左右することが示唆された。さらに、医師 患者関係の不調和の調停には、これまでは医療過誤のシステムとして医事裁判等が利用されてきたが、新たなADR(裁判外紛争解決手続き)のシステムを臨床現場にも導入することがよりよい改善策と結論づけられた。後者のこのシステムは事後的な契約モデルに相当し、医療過誤に基づく医師の裁量権と患者の自己決定権との対立的問題をより調和的に解決する手段と位置づけられた。

このように考えるならば、本研究の成果は十全ではないとしてもきわめて重要かつ有益であり、その成果は社会全体に還元されうるものと信じる。なお、大野病院事件産婦人科における妊婦死亡事例、脳ドックにおける未破裂脳動脈瘤の手術の事例研究等を通じて生命倫理学者と医事法学者の間では、医療水準と医師の裁量権の前提や認識の面で大きな齟齬がある事も判明した。そのため残念ながら、医師の裁量(権)における包括的体系的定義および概念については今後も研究を続ける予定である。

<引用文献>

(1)村岡 潔「医師の裁量権と患者の自己決定権」：(1)両者は「医療過誤」にどう関

わっているのか?」, 佛教大学保健医療技術学部論集 7、13-25 頁、2013 年

(2)村岡 潔「医療における情報リテラシー」, 村岡 潔・板井 考吉郎 (編著)『医療情報 (シリーズ生命倫理学第 16 巻)、丸善、27-51 頁、2013 年

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 12 件)

(1) 村岡 潔「相関と因果(1)「3 た」論法をめぐって」, 佛教大学保健医療技術学部論集第 9 号、13-22 頁、2015 年 3 月(査読有)

(2) 村岡 潔「『先制医療』における特定病因論と確率論的病因論の役割」, 佛教大学保健医療技術学部論集、第 8 号、37-45、2014 年(査読有)

(3) 村岡 潔「医学概論・医療思想(史)からみた生命倫理問題」, 宗教哲学研究、第 31 号、18 - 30 頁、2014 年(依頼原稿、査読無)

(4) 村岡 潔「知のダイエットに関する試論(II)」, 佛教大学教職支援センター紀要(査読無)、第 5 集、37-44 頁、2014 年

(5) 粟屋剛「死後生殖と死後認知 松山死後生殖・死後認知請求事件最高裁判決の論理を問う」, 中塚幹也編『騒がしい精子と卵子』, 岡山大学・中塚幹也研究室発行、68-71 頁(全 71 頁)、2014 年(査読無)

(6) 粟屋剛「病理解剖標本返還請求事件」, 甲斐克則・手嶋豊編『医事法判例百選(第 2 版)』(別冊ジュリスト第 219 号)204-205 頁(全 232 頁)、有斐閣、東京、(2014 年(3 月))(査読無)

(7) 山下登「医師法」, 加藤良夫編『実務医事法 [第 2 版]』, 民事法研究会、505 ~ 543 頁、2014 年(査読無)

(8) Liling Y, Kato Y, Shishido K, Doi H, Jin H, Wang J, Ikezawa J, Awaya T. A Questionnaire Study on Attitudes toward Birth and Child-rearing of University Students in Japan, China, and South Korea. Acta Med Okayama 68(4): 207-218, 2014. (査読有)

(9) 村岡 潔「医師の裁量権と患者の自己決定権 : (1)両者は「医療過誤」にどう関わっているのか?」, 佛教大学保健医療技術学部論集 7、13-25 頁、2013 年(査読有)

(10) 于麗玲、塩見佳也、加藤穰、穴戸圭介、池澤淳子、粟屋剛「中華人民共和国母嬰保健法にみる「優生優育」政策」, 生命倫理 23 巻、1 号、125-133 頁、2013 年(査読有)

(11) 山下登「倫理委員会の法的責任 - ドイツの法状況との比較を通して - 」, メディカルエシックス 44、14 ~ 19 頁、2012 年(査読無)

(12) 山下登「倫理委員会の法的責任 - 臨床試験の審査過誤をめぐるドイツの議論を

手がかりとして - 」, 年報医事法学、27 号、20 ~ 27 頁、2012 年(査読無)

[学会発表](計 6 件)

(1) 村岡 潔「「先制医療」における生命倫理的問題について」, 第 26 回日本生命倫理学会、2014 年 10 月 26 日、藤田保健衛生大学(愛知県)

(2) MURAOKA, Kiyoshi, Why Does "Preemptive Medicine" Matter to Bioethics? Nov. 24th 2014 International Conference of the Japanese Association for Philosophical and Ethical Researches in Medicine, Tokyo, Toyo University

(3) 村岡 潔「「先制医療」の理論的構造について」, 第 33 回日本医学哲学・倫理学会、2014 年 11 月 22 日、東洋大学(東京都)

(4) 村岡 潔「<医師 患者関係>と医師の裁量権について(2) ~ 工学モデルの医師と「患者の家族」の問題点をめぐって ~ 」, 第 32 回日本医学哲学・倫理学会、2013 年 10 月 19 日、大阪歯科大学(大阪府)

(5) 村岡 潔「「患者 - 医療者関係」改善の戦略としての PEC モデル」, 第 25 回日本生命倫理学会、2013 年 12 月 1 日、東京大学(東京都)

(6) 村岡 潔「<医師 患者関係>と医師の裁量権について」, 第 31 回日本医学哲学・倫理学会、2012 年 11 月 18 日、金沢大学(石川県)

[図書](計 6 件)

(1) 山下登「医療機器と製造物責任」, 甲斐克則・手嶋豊編『医事法判例百選 第 2 版』, 有斐閣 2014 年、134 ~ 135 頁

(2) 村岡 潔「医療における情報リテラシー」, 村岡 潔・板井 考吉郎 (編著)『医療情報 (シリーズ生命倫理学第 16 巻)、丸善、27-51 頁、2013 年

(3) 村岡 潔「医療のしくみ : 第 1 章 現代医療とヘルスケア(2-12 頁)、第 2 章 現代医療のしくみ(13-35 頁)、第 3 章 現代医療の倫理(36-60 頁)」, 小野寺伸夫、杉本敏夫、共著 : 『看護学入門 第 5 巻』(第 5 版)メヂカルフレンド社、2013 年

(4) 粟屋剛編著『生命倫理学講義スライドノート』, ふくろう出版、第 1, 3, 6, 9, 12 章執筆、24-31, 50-57, 72-91, 100-101, 124-139, 152-175, 180-191 頁、2013 年

(5) 山下登 (第 13 章「医療者の法的義務」及び第 14 章「医療事故をめぐる法と倫理」を担当) 粟屋剛編著『生命倫理学講義スライドノート』, ふくろう出版、106-123 頁 2013 年

(6) 村岡 潔「生活習慣病の正体を探る ~ なぜ生活習慣が病気の元にされたのか」, 井上芳保編著『健康不安と過剰医療の時代 ~ 医療化社会の正体を問う』, 長崎出版、67-94 頁、2012 年

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

粟屋研究室(医事法・生命倫理)

<http://homepage1.nifty.com/awaya/>

6．研究組織

(1)研究代表者

村岡 潔 (MURAOKA, Kiyoshi)

佛光大学社会福祉学部・教授

研究者番号：10309081

(2)研究分担者

粟屋 剛 (AWAYA, Tsuyoshi)

岡山大学・大学院医歯薬学総合研究科・教授

研究者番号：20151194

山下 登 (YAMASHITA, Noboru)

岡山大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：90210418